

家族間の「ふくし信託を学ぶ」

～「親なき後」の障がい者の生活を守るしくみ～

期 間 27年 8月18日〔火〕～9月15日〔火〕(全5回)

応募締切 8月4日〔火〕

実施場所 九州国際大学地域連携センター(サテライト・キャンパス)

〒806-0021 八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2階 (34ページ地図参照)

申込問合せ先 九州国際大学地域連携センター

〒806-0021 八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2階 TEL: 631-2203 FAX: 631-2204

時 間 18:30～20:30

定 員 30名

受講料 4,000円

講座概要

実施機関: 九州国際大学地域連携センター

障がいを持つ子どもへの生活支援は、多くの場合その子の親が行っています。もし、親自身が認知症や死亡などで子どもへ支援できなくなった場合、誰が自分の子どもを支援できるのかと考えると、親の不安はとて大きなものになります。いわゆる「親なき後問題」です。

子どもへ遺産を「相続」させる方法以外に、「信託」という方法を用いることができ、そのメリットが注目をされるようになりました。平成18年12月信託法改正にともない、例えば「信託監督人・受益者代理人制度の創設」など、受益者を守る法律整備がすすめられたことなどがあげられます。

しかしながら、営利のための「商事信託」はテレビCMなどでよく知られていても、「ふくし信託」という高齢者や障がい者の財産管理方法は、あまり知られてはいないのです。

そこでこの講座では、「ふくし信託」について理解を深めるとともに、どのような場面で活用するとよいか、活用する場合にはどうしたらよいか、基本的な内容を学ぶことをねらいとします。

障がいを持つお子さんのご家族や、介護を必要とする高齢者のご家族など、「ふくし信託」へ関心を寄せる方どなたでも受講できます。

なお、都合により講座の順番を一部変更することがあります。

月 日	テーマ・内容	担当講師
8月18日 (火)	遺言書 遺言書の種類と遺言書作成の注意点。自筆証書遺言と公正証書遺言の大きな違い(遺言書があったがために、もめたケース)。	一般社団法人 レグルスなな 代表理事 松原 由香里 理事 石松 剛
8月25日 (火)	障がい者の実情 障がい者の「就労状況」「障がい者年金の目減り」「受入れ企業の実情」について。	九州国際大学 准教授 一般社団法人 レグルスなな 理事
9月1日 (火)	ふくし信託と後見制度を比べる 成年後見制度と任意後見制度の違いについて。後見制度支援信託とふくし信託を比べる。	松本 幸一
9月8日 (火)	信託の仕組みを学ぶ 信託の歴史と財産管理機能の内容について、いま、なぜ「しんたく(信託)」と世間がいうのか。信託のスキーム(枠組み)と、よくわかる法律の見方について学ぶ。	一般社団法人 レグルスなな 理事 松原 信也 理事 石松 剛
9月15日 (火)	まとめ 「ふくし信託」の実例紹介と質疑応答。	一般社団法人 レグルスなな 代表理事 松原 由香里 理事 松原 信也 理事 松本 幸一 理事 松尾 智章